

「文化芸術基本法」の意味するところ

東條隆郎 会長、パーセントフォーアート研究委員会委員

パーセントフォーアート制度について、当協会の前身である日本建築美術工業会は1969年に「公共建物建設にあたって総費用の1%をその芸術的付加物の費用として義務づける法律」の策定について国会へ嘆願書を提出しました。結果的に時期尚早で法制化はかみませんでした。この精神は当協会に受け継がれ、協会の憲章の5において「1パーセント運動」を提唱すると謳われています。

現在、パーセントフォーアート研究委員会では、国に対し、「パーセントフォーアート」制度を推進するよう「提言書」を提出するべく活動を進めているところです。

また、会員の方々に「パーセントフォーアート」の取り組みについて理解していただくことを目的に、会報101号、102号、103号で3回にわたりシリーズ企画「パーセントフォーアートを知ろう」を連載しました。今回は、さらにその理解を深めていただくために、現在日本の文化政策の要となっている「文化芸術基本法」について取り上げます。

「文化芸術基本法」は、2001年議員立法として「文化芸術振興基本法」が制定され、2017年6月に改正・施行されたものです。この議員立法は、「それぞれの政党の基本方針を超えて法律で実現しようとする価値」を複数の政党で共有し、議員間の連携と合意により成立させた法律で、大変意義深いものだと思います。

まず、「文化芸術基本法」の「前文」では、文化芸術の意義と役割が高らかに述べられています。その「前文」の要点は次の通りです。

- ・文化芸術は人間の普遍的な喜びであり、創造性と表現力を育てる。
- ・人々のつながりや相互理解、多様性を尊重する社会をつくる基盤となる。
- ・国や時代を超えた精神的よりどころであり、平和にも寄与する。

・今後も心豊かで活力ある社会に不可欠な役割を果たし続ける。

しかしながら現状は、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境形成が十分な状態にあるとは言えないとの認識から、第1章(総則)第1条(目的)において、この法律の制定にあたっての大きな目的が3つ示されています。

- (1)文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにすること。
- (2)国および地方公共団体の責務等を明らかにすること。
- (3)文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めること。

目的の(1)については、第2条(基本理念)において、1項から10項まで、文化芸術に関する基本的な施策の方向性が示されています。その項目の中で「パーセントフォーアート」との関連で特に重要と思われるものとしては、第2条第3項、および第2条第10項があげられます。

第2条第3項では、文化芸術に関する「地域間格差」「体験格差」のない環境整備を図る重要性が強調されています。「パーセントフォーアート」の推進に当たっての根拠の一つともなりうるものであり、SDGsの精神である「誰一人取り残さない」に通じる考え方であるといえます。条文は次の通りです。

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することに鑑み、国民その年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

*「人々の生まれながらの権利であることに鑑み」の根拠としては、憲法第13条(幸福追求権)、第19条(思想・良心の自由)、第21条(表現の自由)、第23条(学問の自由)、第25条(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)が該当していると考えられています。

第2条第10項では、文化芸術により生み出された様々な意義と価値を関連する分野で有機的な連携を図るべきと示されており、この意味するところは、「aacaの憲章1～5」にも通じるものであり、公共の施設建設や街づくり、環境づくりのなかで「パーセントフォーアート」を推進するに当たっての根拠の一つになるものと考えます。条文は次の通りです。

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

目的の(2)については、第3条(国の責務)、第4条(地方公共団体の責務)に、国及び地方公共団体の文化芸術に関する施策の策定と、実施するうえでの責務が示されています。

これを受けて、第2章(文化芸術推進基本計画等)第7条(文化芸術推進基本計画)に、国は「文化芸術推進基本計画」を定めなければならないこと、第7条の2(地方文化芸術推進基本計画)には、地方公共団体はその地方の実情に即した「文化芸術推進基本計画」を定めるよう努力することが記されています。

文化芸術推進基本計画は第1期(平成30年)、第2期(令和5年)に策定されました。その期間は5年間であり、文化芸術政策の中長期目標4つを定めました。

- (1) 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- (2) 創造的で活力ある社会の形成
- (3) 心豊かで多様性のある社会の形成
- (4) 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

これらを実現するために、7つの重点取組と16の政策群と具体的な取組を設定し、国としても必要な情報提供等を実施し、国・地方公共団体等が一体となって文化芸術の振興を図るとしています。

目的の(3)については、第3章(文化芸術に関する基本的施策)第28条(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)において、公共の建物等の建築に当たっての国の取り組みの努力規定が示されており、ここに「パーセントフォーアート」の考え方の概念が示されていると言えます。条文は次の通りです。

- 1 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
- 2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

以上のように、文化芸術基本法は画期的な法律であり、国及び地方公共団体が具体的に取り組む目標・施策が示されています。その実現のために、私たちが推進活動を行っている「パーセントフォーアート」制度は、この28条2項の実効性のある施策として推進していくことが最も適切であると考えています。

文化芸術には様々な分野があり、会報102号において、伊藤裕夫氏は、「日本の文化政策の歴史を見るならば、基

本的に文化・芸術振興は『公演芸術』中心に進められてきた。それは公金を使い支援・振興するには文化・芸術の持つ『公共性』という視点が強く意識されていたのではないかと指摘されています。私たちが進めている「パーセントフォーアート」についても、この「公共性」の視点を強く意識することは言うまでもありません。

私たち、建築家・美術家・工芸家・ランドスケープデザイナーなどがかかわる「空間創造」の活動領域は、人々にとってとても身近な「心豊かな社会を形成する」存在であり、「建築・まちづくり・地域づくり」において創造された「空間」は長い年月存在し続けるものであります。「公共性」の観点からも、文化芸術に関する「地域間格差」「体験格差」のない環境創造が求められているとともに、その創造された環境の持つ豊かさや内蔵する多様な可能性・能力は、人々に対し様々な形で大きな影響力をもたらす存在となると思います。

また、「パーセントフォーアート」制度は一過性の施策ではなく法制化することで持続的な施策として進められることが肝要であり、その蓄積がよりいっそう重層化されていくことでさらに多くの価値が生まれていくことが期待されます。年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、人々が

自然に五感を通して体験し感じることに、享受することにより、「前文」に込められた心豊かな社会を形成することに結実していくものと思います。

今回取り上げた「文化芸術基本法」は道路、鉄道、上下水道、電気・通信など人々の社会生活や経済活動の基盤となる欠かす事の出来ないインフラストラクチャーと同様、人々が生きて行く上で不可欠なインフラストラクチャーを構築するものであるとの考えの下、私たちは「パーセントフォーアート」制度をその実効性のある施策として実現することを目指しています。

【参考文献】

・小林真理・小島立・土屋正臣・中村美帆『法から学ぶ文化政策』有斐閣

・文化芸術基本法(平成13年制定、平成29年改正)(文化庁HPより)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html

・文化芸術推進基本計画(第2期)(令和5年閣議決定)(文化庁HPより)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/93856401_01.pdf

・日本国憲法(衆議院HPより)
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_anna1.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm

・SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)とは(外務省HPより)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

・パーセントフォーアートを知ろう[1]-[3](aacajpより)
<https://www.aacajp.com/record/art.html>

・日本建築美術工芸協会 憲章
<https://www.aacajp.com/about/ideals.html>

